

平成三年法律第五十七号

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため、中小企業者が行う雇用の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働者の職業の安定その他福祉の増進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 協業組合
- 五 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会
- 六 協業組合
- 七 協業組合
- 八 協業組合
- 九 協業組合
- 十 協業組合
- 十一 協業組合
- 十二 協業組合
- 十三 協業組合
- 十四 協業組合
- 十五 協業組合
- 十六 協業組合
- 十七 協業組合
- 十八 協業組合
- 十九 協業組合
- 二十 協業組合
- 二十一 協業組合
- 二十二 協業組合
- 二十三 協業組合
- 二十四 協業組合
- 二十五 協業組合
- 二十六 協業組合
- 二十七 協業組合
- 二十八 協業組合
- 二十九 協業組合
- 三十 協業組合
- 三十一 協業組合
- 三十二 協業組合
- 三十三 協業組合
- 三十四 協業組合
- 三十五 協業組合
- 三十六 協業組合
- 三十七 協業組合
- 三十八 協業組合
- 三十九 協業組合
- 四十 協業組合
- 四十一 協業組合
- 四十二 協業組合
- 四十三 協業組合
- 四十四 協業組合
- 四十五 協業組合
- 四十六 協業組合
- 四十七 協業組合
- 四十八 協業組合
- 四十九 協業組合
- 五十 協業組合
- 五十一 協業組合
- 五十二 協業組合
- 五十三 協業組合
- 五十四 協業組合
- 五十五 協業組合
- 五十六 協業組合
- 五十七 協業組合
- 五十八 協業組合
- 五十九 協業組合
- 六十 協業組合
- 六十一 協業組合
- 六十二 協業組合
- 六十三 協業組合
- 六十四 協業組合
- 六十五 協業組合
- 六十六 協業組合
- 六十七 協業組合
- 六十八 協業組合
- 六十九 協業組合
- 七十 協業組合
- 七十一 協業組合
- 七十二 協業組合
- 七十三 協業組合
- 七十四 協業組合
- 七十五 協業組合
- 七十六 協業組合
- 七十七 協業組合
- 七十八 協業組合
- 七十九 協業組合
- 八十 協業組合
- 八十一 協業組合
- 八十二 協業組合
- 八十三 協業組合
- 八十四 協業組合
- 八十五 協業組合
- 八十六 協業組合
- 八十七 協業組合
- 八十八 協業組合
- 八十九 協業組合
- 九十 協業組合
- 九十一 協業組合
- 九十二 協業組合
- 九十三 協業組合
- 九十四 協業組合
- 九十五 協業組合
- 九十六 協業組合
- 九十七 協業組合
- 九十八 協業組合
- 九十九 協業組合
- 百 協業組合

第三条 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、中小企業者が行う労働力の確保を図るための雇用の改善に係る措置及び良好な雇用の機会の創出に資する雇用の改善に係る措置に関し、基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

(基本指針)

- 一 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。
- 二 中小企業者における雇用の改善に関する事項
- 三 その他中小企業者が雇用の改善に係る措置を行うに当たって配慮すべき重要事項
- 四 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生労働大臣にあっては労働政策審議会の意見を、経済産業大臣にあっては中小企業政策審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
- 五 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(改善計画の認定)

第四条 事業協同組合等は労働環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善その他の雇用の改善に関する事業（以下「改善事業」という。）であつて、その構成員たる中小企業者の労働力の

確保を図るためのもの又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとつて良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を、中小企業者は改善事業であつて、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの、新たな事業分野への進出若しくは事業の開始（以下「新分野進出等」という。）に伴つて実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとつて良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定する改善事業についての計画（以下「改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 改善事業の目標
- 二 改善事業の内容
- 三 改善事業の実施時期
- 四 改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 事業協同組合等が第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容
- 六 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なるものであること。
- 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なるものであること。
- 三 事業協同組合等が第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。
- 四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。
- 五 都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項が記載されている改善計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る部分について、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(改善計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた事業協同組合等（以下「認定組合等」という。）又は中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 1 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員若しくは認定中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 前条第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項の規定は同条第二項第五号に掲げる事項に変更のある改善計画（同号に掲げる事項が新たに記載されるものを含む。）について第一項の認定をしようとするときに準用する。

(資金の確保)

第六条 国は、認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(雇用安定事業等としての助成及び援助)

第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一 雇用管理の改善に関する調査研究、指導その他の事業を行う認定組合等に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、必要な設備若しくは福祉施設の設置若しくは整備を行い、又は新たに職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者として雇用されることとなつてゐる者（第五号において「内定者」という。）に關し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（同号の措置に該當するものを除く。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

四 認定中小企業者であつて、新分野進出等に伴い新たに労働者を雇入れ、認定計画（当該新分野進出等に伴つて実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善事業についての計画に限る。次号において同じ。）の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又は内定者に關し、新分野進出等に伴い職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（当該新分野進出等に係る新たな事業における業務に就く者の有する能力を有効に發揮することができ、必要な助成及び援助を行うこと。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

第八条及び第九条 削除

第十條 中小企業信用保険法の特例

第十條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、労働力確保関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定組合等若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金に係るものを含む。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証（以下「労働力確保関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とそれぞれ	労働力確保関連保証に係る保険価額の合計額とその他の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	労働力確保関連保証に係る保険価額の合計額とその他の	労働力確保関連保証に係る保険価額の合計額とその他の
第三条の三第一項	労働力確保関連保証に係る保険価額の合計額とその他の	労働力確保関連保証に係る保険価額の合計額とその他の

2 普通保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十一條 削除

第十二條 中小企業投資育成株式会社の特例

第十二條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一十号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を行うことができる。

2 前項の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法（委任募集の特例等）

第十三條 承認組合等の構成員たる認定中小企業者が、認定計画に係る改善事業の実施に伴い当該承認組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認組合等が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員たる認定中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認組合等」とは、事業協同組合等であつて、その構成員たる認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の実施に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認組合等が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 第一項の承認組合等は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五條の三第一項及び第四項、第五條の四第一項及び第二項、第五條の五、第三十九條、第四十一條第二項、第四十二條、第四十八條の三第一項、第四十八條の四、第五十條第一項及び第二項並びに第五十一條の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十條の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十條第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため

6 職業安定法第三十六條第二項及び第四十二條の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九條に規定する募集受託者」とあるのは「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十三條第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認組合等に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

8 認定組合等の構成員たる中小企業者が当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定組合等が認定計画に従って当該募集に従事しようとするときは、当該認定組合等を承認組合等と、当該中小企業者を認定中小企業者とみなして、第一項、第四項から第六項まで及び次条の規定を適用する。この場合において、第五項及び第六項中「第十三条第四項」とあるのは「第十三条第八項の規定により適用される同条第四項」とし、次条中「前条第四項」とあるのは「前条第八項の規定により適用される同条第四項」とする。

9 第四項及び第五項（それぞれ前項の規定により適用される場合を含む。）に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第十四条 公共職業安定所は、前条第四項の規定により労働者の募集に従事する承認組合等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（指導及び助言）

第十五条 国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（国及び地方公共団体の施策）

第十六条 国は、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善を促進するために必要な施策を総合的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めるものとする。

（報告の徴収）

第十七条 都道府県知事は、認定組合等又は認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

（船員に対する適用除外）

第十八条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

（罰則）

第十九条 第十三条第五項（同条第八項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第四項（同条第八項の規定により適用される場合を含む。）の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十三条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十三条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十三条第五項において準用する同法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第十三条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

三 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 削除

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例に係る措置）

第三条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第三項第一号の規定により同法に規定する宿舍（以下「既設宿舍等」という。）の設置及び運営を行うときは、通常通勤することができる地域以外の地域から第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定による募集に於いて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舍の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、既設宿舍等を貸与することができる。この場合においては、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第三項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成五年二月二日法律第八十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのため手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年三月一七日法律第二十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成七年二月一日法律第二二四号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年二月一八日法律第一四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年七月七日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一二年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際

（罰則に関する経過措置）

現に改正前のそれぞれの法律の規定によりなされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりなされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がなされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がなされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

（罰則に関する経過措置）

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要なる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一二年二月三一日法律第一四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十四條 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成一二年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十四條 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十一年二月二日法律第二二二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 第四条の規定並びに第七条中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法第九条の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定、附則第十五条中激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第十三条の改正規定、附則第十六条の規定、附則第十八条中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一〇号）第五条の二の改正規定、附則第二十条中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十一条の改正規定、附則第二十三条中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第八条の改正規定、附則第二十五条中エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十二條の改正規定、附則第二十六條、第二十七條及び第二十九條の規定、附則第三十条中中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十五條の改正規定、附則第三十一条中新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第二十一條の改正規定、附則第三十二条中小企業経営革新新支援法（平成十一年法律第十八号）第七條、第十二條及び附則第三十三条の改正規定、附則第三十四条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第二十五條及び第二十七條の改正規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法第九百二條の改正規定並びに附則第三十六條の規定 平成十二年四月一日

附則（平成二十三年一月二八日法律第二一九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年二月七日法律第一四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十四年一月二日法律第一〇九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十四年二月三日法律第一七〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成二十五年六月一三日法律第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成二十八年六月二日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成二十八年六月二日法律第八一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。
（委託募集の特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の前日に第二条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（以下「中小企業労働力確保法」という。）第十三条第二項の規定により行われた届出は、第二条の規定による改正後の中小企業労働力確保法第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定により行われた届出とみなす。

（検討）
第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の職業能力開発促進法及び中小企業労働力確保法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十九年四月二三日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百六条 前条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（以下「旧中小企業労働力確保法」という。）第七條第一項の規定に基づき平成十九年改正前雇保法第六十四条の雇用福祉事業として行われる同項第一号の助成の事業であつて、施行日前に当該助成を受けることができることとなつた認定組合等（旧中小企業労働力確保法第五条第一項の認定組合等をいう。）に対するものの実施については、なお従前の例による。この場合において、旧中小企業労働力確保法第七條第一項中「同法第六十四条の雇用福祉事業」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六條第一項の暫定雇用福祉事業」とする。

（罰則に関する経過措置）
第四百一十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四百十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月一日法律第七〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年四月二七日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年六月二四日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十七年五月二七日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十号第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十二条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第三十二条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年三月三十一日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定、令和四年十月一日（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日